## 「安全衛生推進者」養成講習(第2回)

安全衛生推進者の選任はお済みですか?

主催: 一般社団法人三田労働基準協会

-般社団法人大田労働基準協会(幹事)

一般社団法人品川労働基準協会 • 渋谷労働基準協会

労働安全衛生法の第12条の2により、常時使用する労働者数が10人以上50人未満の事業場における安全衛生管理体制の充実を図るため「安全衛生推進者」を選任し、その者に安全衛生に関する一定の業務を担当させることが義務付けられております。つきましては、未だ推進者を選任していない事業場につきましては、この機会に受講して資格を取られますよう、ご案内申し上げます。

1 日 時 平成30年11月28日(水)・29日(木) 2日間

1日目 9:30~16:00 (開場9:15)

2日目 9:30~16:00 (開場9:15)

2 会場 三田労働基準協会1F研修センター

港区芝4-4-5 (裏面案内図))

3 研修科目 厚生労働省労働基準局長の定めるカリキュラムによる

(講師:労働安全コンサルタント、テキスト〔中災防発行〕)

4 修了証 全科目受講された方 (遅刻早退不可) に、2日目の研修終了後交付します。

5 定 員 30名(先着順)

6 受講料 会 員 10,000円

【会員は協会でテキスト代(中災防発行)1,404円を助成します。消費税込】

会員以外 11.404 円 【消費税込】

## 7 申込方法等

①受講申込: 裏面「申込書」により当協会あて Fax (03-3451-7692) してください。

②申込受付と受講料の振込:受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」として申込担当に Fax いたします。(申込書に必ず Fax 番号をご記入ください)。

受講料は、受講票到着後2週間以内に(到着から11月21日まで2週間ない場合は11月21日まで)に次の銀行口座にお振込みください。(振込手数料はご負担願います)

銀行名:三菱UFJ銀行田町支店・口座番号:普通口座 0397963

口座名義:一般社団法人三田労働基準協会住所:港区芝4-4-5

なお、振込人名の前に講習会月日を記入してください(例 1128 ○○カイシャ)

③受講の取消:11月21日までの取消しは、受講料を全額返金いたします。 (振込手数料はご負願います。) それ以降の取消しは返金できませんので予めご承知おきください。

④受講者は、Fax された受講票を当日お持ちになり、受付に提出してください。

〔注〕1 「安全衛生推進者」・「衛生推進者」の業種区分 (事業場(企業単位ではありません)の規模は 10 人~49 人)

業 種 製造業、建設業、運送業、清掃業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、自動車整備業、機 安全衛生推進者 械修理業、各種商品卸売業、各種商品小売業、家具・建具・什器等卸売業、家具・建具・什器等小売業、 燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、林業、鉱業、 衛生推進者 上記以外の全ての業種

2 「安全衛生推進者」(( ) 内は「衛生推進者」)の選任基準

①大学・高専卒業後1年以上の産業安全(衛生)の実務経験者、②高校卒業後3年以上の産業安全(衛生)の実務経験者、③5年以上の産業安全(衛生)の実務経験者、④安全衛生(衛生)推進者養成講習の修了者、の中から選任します。